

市民の方からの御意見と対応

<平成 23 年 6 月 21 日, 23 日, 30 日受付>

	御意見	対応
政策評価委員会について		
1	<p>公募委員の応募資格に公務員でない者があるが、京都市の職員でなければ、応募資格を与えるべきではないか。公務員にも多様な職種があり幅広い意見が聞けるのではないか。</p>	<p>御指摘の応募資格は、政策評価委員会に限らず、本市の審議会に共通するものとなっています。委員会の役割として、行政以外の立場から提案や助言を行っていただくことを期待しているため、公務員の方は御応募いただけないこととしています。</p> <p>御指摘の点につきましては、審議会を統括する部署（総合企画局市民協働政策推進室）にも貴重な御意見として申し伝えます。</p>
市民意見申出制度について		
2	<p>市民意見申出制度について、ホームページに記載されている意見の処理手順が、行政評価条例の規定に即していないのではないか。</p> <p>【ホームページの記載】 「いただいた御意見、御提案とそれらに対する京都市の考え方については、<u>原則として、年2回開催する京都市政策評価委員会で御審議いただいたうえで</u>、このホームページ上で公表します。」</p> <p>【御指摘の点】 行政評価条例には、「実施機関は、意見を受けた場合においてはこれを誠実に処理する」と定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「処理する」とは「対応できることはする」という意味であり、「考え方を公表する」では不十分ではないか。 ・市民からの意見は、実施機関（京都市）が処理することとされている。委員会での審議は必須ではないのではないか。 	<p>御指摘の点を踏まえ、市民の皆様に行行政評価条例の趣旨をより正確にお伝えできるよう、ホームページの記載内容を修正いたしました。</p> <p>【修正後のホームページの記載】 「いただいた御意見、御提案は、<u>行政評価条例の意見申出制度に基づき誠実に処理し、その結果についてホームページで公表します。</u>」</p>

3	<p>委員会への諮問を要しない意見に対しては、迅速に対応し、結果を公表すべきではないか。</p>	<p>これまで、市民の方から頂いた意見については、意見の内容と対応案を委員会で提示したうえで、ホームページで公表していました。</p> <p>今後、頂いた意見については、できるだけ速やかに意見の内容と対応をホームページで公表してまいります。そのうえで、委員会に結果を報告していくこととします。</p>
---	--------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<平成 24 年 1 月 15 日受付>

	御意見	対応
評価制度について		
1	<p>評価制度がどのように市政に反映されているか分からない。</p>	<p>政策評価の結果については、市長による決定のもと、市会に報告を行い、各局区において政策の企画立案や予算編成に積極的に活用することとしていますが、政策の企画立案等については、評価結果を含めた多くの要素から総合的に判断していく必要があるため、評価結果の活用の過程が見えにくい面があります。今後、評価結果の活用手法について検討し、市民の皆様に分かりやすい広報を目指してまいります。</p>
2	<p>評価の項目などが、複雑で分かりにくい。</p>	<p>政策評価は、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」の政策体系に基づき、27 の政策と 114 の施策を対象とした評価を実施しています。評価の項目をはじめ、評価制度のしくみについては、今後も政策評価の冊子やホームページで分かりやすい説明に努めてまいります。</p>
3	<p>評価結果の悪いものも、悪く見えないような評価方法となっているのではないか。</p>	<p>評価に用いる指標は、各政策・施策・事務事業の目的に応じて設定しています。指標は、多種多様であることから、一律の評価基準を設けることは困難ですが、指標の内容に応じた適切な目標値を設定し、評価の客観性を高めるよう努めています。</p> <p>また、事務事業評価制度では、第三者評価機関である事務事業評価委員会において、指標や目標値が適切に設定されているかを評価し、評価の客観性や透明性を確保しています。</p>

4	<p>市民が何を求めているのかを把握し、必要のない事業を見極められる評価制度が必要ではないか。</p>	<p>政策評価制度においては、市民生活実感調査によって、政策・施策の達成状況について市民の方がどのように感じておられるかを把握し、評価結果に反映しています。</p> <p>事務事業評価制度においては、「市民と行政の役割分担評価」により、行政がサービスを提供すべき事業であるかどうか、提供主体である必要があるかなどを評価し、その結果に基づき、事務事業の「今後の方向性（充実や継続、廃止を含む見直しなど）」を検討しています。</p>
5	<p>政策や事業の評価だけでなく、職員の仕事ぶりや能力などの評価を実施してはどうか。</p>	<p>政策評価制度においては、「はばたけ未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」に掲げる政策・施策を対象とした評価を実施しています。</p> <p>職員の能力の評価など人材の育成に係る分野については、「京都市人材活性化プラン」に基づき取組を進めており、平成23年度から全職員を対象とした人事評価制度を実施しています。</p>